

令和7年第6回
志木市農業委員会総会議事録

令和7年6月26日

志木市農業委員会

令和7年第6回志木市農業委員会総会日程

令和7年6月26日（木）午後2時00分

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案

(1) 議案第11号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

第4 諸報告

(1) 報告第6号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について

(2) 報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について

第5 協議事項

(1) 次回総会日程について

(2) その他

第6 閉会

《議事録令和7年第6回》

志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月26日(木)午後1時50分から午後2時30分

2. 開催場所 志木市役所 2階 大会議室2-1

3. 出席委員(12人)

会 長	13番	田中 満男
委 員	1番	齊藤 正歳
	2番	細田 次男
	3番	細田 公雄
	4番	清水 隆司
	5番	小山 武英
	6番	三枝 将樹
	7番	金子 秀之
職務代理	9番	波澄 洋子
	10番	佐藤 浩之
	11番	志村 二美重
	12番	池ノ内 善和

4. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案

第4 諸報告

第5 協議事項

第6 閉会

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 渋谷 聡

書記 小林 寛尚

6. 会議の概要

○事務局長

定刻になりましたので、令和7年第6回志木市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は、12人中12人でございます。志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは議事進行を会長にお願いいたします。

○田中会長

あらためまして、令和7年第6回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

ご異議なしと認め、7番 金子秀之委員、9番 波澄洋子委員にお願いいたします。併せて、書記として小林主事を指名いたします。

それでは、日程第3の議案に入ります。

(1) 議案第11号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

事務局朗読をお願いいたします。

○小林主事 【事務局説明】

本案件は、引き続き農業経営を行っている旨についての証明です。こちらは、相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き、行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定する日までの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。受付番号25番の申請人及び農地の状況につきましては、細田次男委員に、受付番号26番の申請人及び農地の状況につきましては、金子秀之委員に、受付番号27番の申請人及び農地の状況につきましては、田中満男会長に、受付番号29番の申請人及び農地の状況につきましては、波澄洋子委員に、ご同行いただき、確認しております。

この後、それぞれの委員よりご説明がございます。
以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第11号 受付番号25番につきまして、細田次男委員より説明、報告をお願いいたします。

○2番 細田次男委員

会長の指名がありましたので、議案第11号 受付番号25番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ●●●氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地は、4ページをお開きください。

市役所から県道を〇〇方面へ進み、■■■の交差点を〇折、〇キロほど進み、■■交差点を〇折した後、〇〇メートル進み、〇〇を〇折、さらに〇〇メートル進んだ〇側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■他■筆の現地を確認したところ、〇〇が栽培されており、適正に管理されておりました。以上のことから、申請者である ●●●氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしくご審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。次に議案第11号 受付番号26番につきまして、金子秀之委員より説明、報告をお願いいたします。

○7番 金子秀之委員

会長の指名がありましたので、議案第11号 受付番号26番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ●●●氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地は、5ページをお開きください。

市役所から県道を〇〇方面へ進み、■■■の交差点を〇折、〇キロほど進み、■■交差点を〇折した後、〇〇メートル進み、〇〇を〇折、さらに〇〇メートル進んだ〇側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■他■筆の現地を確認したところ、〇〇が栽培されており、適正に管理されておりました。以上のことから、申請者である ●●●氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしくご審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

続きまして、議案第11号受付番号27番について、わたくし田中より、説明、報告を行います。本案件は、申請人である●●●氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地は、7ページをお開きください。

市役所から県道を□□方面へ進み、■■■の交差点を○折、○キロほど進み、■■交差点を○折した後、○○メートル進み、○○を○折、さらに○○メートル進んだ○側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■他■筆の現地を確認したところ、○○や○等が栽培されており、適正に管理されておりました。以上のことから、申請者である●●●氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしくご審議をお願いいたします。

○田中会長

次に議案第11号 受付番号29番につきまして、波澄洋子委員より説明、報告をお願いいたします。

○9番 波澄洋子委員

会長の指名がありましたので、議案第11号 受付番号29番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である●●●氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地は、8ページをお開きください。

市役所から県道を○○方面へ進み、■■■の交差点を○折、○キロほど進み、■■交差点を○折した後、○○メートル進み、○○を○折、さらに○○メートル進んだ○側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■他■筆の現地を確認したところ、○○が栽培されており、適正に管理されておりました。以上のことから、申請者である●●●氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしくご審議をお願いいたします。

それでは、議案第11号 受付番号25から27番、29番について質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見等がないようです。
質疑を打ち切り、採決を行ないます。
本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、
賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、
議案第11号 受付番号25から27番、29番は可決されました。ありがとうございました。

続きまして、日程第4の諸報告に入ります。

- (1) 報告第6号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
- (2) 報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について

いずれも専決したものでございます。

事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局

事務局朗読

○田中会長

ありがとうございました。
それでは、報告第6号 受付番号6番につきまして三枝委員の報告を求めます。

○6番 三枝将樹委員

会長の指名がありましたので、報告第6号 受付番号6番について、説明、報告を行います。

資料は、9ページをご参照ください。

申請地は、市役所から県道を×××方面へ進み、○○交差点を○折、●●mほど進んだ、□□交差点を◇折、◇◇交差点先の交差点を△折、☆側の農地が申請地となります。

現地は、既存の住宅敷地に隣接しておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上でございます。

○田中会長

ありがとうございました。

続きまして、報告第7号 受付番号5番につきまして金子秀之委員の報告を求めます。

○7番 金子秀之委員

会長の指名がありましたので、報告第7号 受付番号5番について、説明、報告を行います。

資料は、10ページをご参照ください。

申請地は、市役所から県道を×××方面へ進み、○○交差点を○折、●●mほど進んだ、□□交差点を◇折、◇◇交差点先の交差点を△折、☆側の農地が申請地となります。

現地は、既存の住宅敷地に隣接しておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上でございます。

○田中会長

ありがとうございました。

続きまして、報告第7号 受付番号6番につきまして齋藤正歳委員の報告を求めます。

○1番 齋藤正歳委員

会長の指名がありましたので、報告第7号 受付番号6番について、説明、報告を行います。

資料は、11ページをご参照ください。

申請地は、市役所から県道を×××方面へ進み、○○交差点を○折、●●mほど進んだ、□□交差点を◇折、◇◇交差点先の交差点を△折、☆側の農地が申請地となります。

現地は、既存の住宅敷地に隣接しておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上でございます。

○田中会長

ありがとうございました。

ただいまの報告第6, 7号について、質問等がございましたらお願いいたします。

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。協議事項に入ります。

(1) 『次回総会日程について』でございますが、

令和7年7月24日 木曜日、午後2時、志木市役所2階 大会議室2-1で行う予定でございますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、令和7年7月24日 木曜日、午後2時ということでよろしくお願いたします。

続きまして、

(2) 『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何も無いようなので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局 渋谷事務局長【事務局説明】

それでは、事務局より、連絡させていただきます。

① 生産緑地の買取りあっせんについて

以上でございます。

○田中会長

以上をもちまして、令和7年第6回農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和7年6月26日

志木市農業委員会議長 田中 満男

7番 金子 秀之

9番 波澄 洋子